

参考資料1

知床国立公園管理計画 検討会名簿

○委員

酪農学園大学環境システム学部教授 座長 金子 正美

(環境情報/科学委員会委員)

北海道大学大学院農学研究院准教授 愛甲 哲也

(公園管理/適正利用・エコツーリズムWG委員)

斜里町立知床博物館学芸員 内田 暁友 (植物/斜里町)

公益財団法人日本野鳥の会根室支部 田澤 道広 (鳥類/羅臼町)

○関係行政機関

網走開発建設部、釧路開発建設部、北海道森林管理局企画調整部、網走南部森林管理署、根釧東部森林管理署

北海道オホーツク総合振興局、北海道釧路総合振興局、北海道根室振興局

斜里町、羅臼町

知床国立公園管理計画 作成経緯

平成 24 年 6 月 7 日 第 1 回検討会

- ・知床国立公園管理計画検討会の設置について
- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 7 月 24 日 平成 24 年度 第 1 回 知床世界自然遺産地域科学委員会

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 8 月 8 日 平成 24 年度 第 1 回 知床世界自然遺産地域連絡会議

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 12 月 7 日 第 2 回検討会

- ・知床国立公園管理計画の改定について

参考資料 2

知床国立公園
知床生態系維持回復事業計画

平成 22 年 10 月 21 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称
知床国立公園 知床生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成 22 年 10 月 21 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

知床国立公園は極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系を有しており、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸性植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落等多様な植物群落が発達している。特に、知床岬に代表される海岸部の断崖やその周辺にはガンコウラン、シコタンヨモギ等の高山帯の植物を主体とする群落やエゾシシウド、シレットコトリカブト等による高茎草本群落が分布し、海岸線から高山植生が生育することも特徴である。

また、知床に生息するサケ科魚類が海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類等様々な生きものが生息し、また北方系と南方系の野生生物が共に生息するとともに、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。知床半島は、上述のような「生態系」と「生物多様性」が評価され、平成17年7月に世界自然遺産に登録された。

このように豊かな生態系が評価される一方、エゾシカによる自然環境への影響は深刻化している。知床半島では、エゾシカが1970年代に阿寒方面より侵入し、1980年代から個体数が急増し、知床岬地区においては平成10年度に越冬数カウントが592頭に達した以降は増減を繰り返しながら高密度で推移しており、半島内の他の越冬地でも同様の傾向を示している。エゾシカの増加により、越冬地を中心とした樹皮の採食による特定樹種の激減と更新不良、林床植生の現存量低下と種の多様性の減少、海岸性植物群落とそれに含まれる希少植物の種又は個体群の減少、エゾシカ不食植物であるハンゴンソウ、エゾオグルマ等や外来種であるアメリカオニアザミ等の増加が観察されている。エゾシカの高密度状態がさらに長期化する場合、希少植物の種又は個体群の絶滅、高山植生への影響、急傾斜地の土壌侵食等が懸念されている。平成20年7月、ユネスコ世界遺産委員会は、知床半島でのエゾシカ対策が生態系や生物多様性の保全の観点から重要であることを指摘し、継続的なモニタリングの結果を基に順応的管理を進めることを求めている。

本事業では、エゾシカの採食圧による影響の低減を通じて、知床国立公園における原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本事業で維持又は回復を図る生態系とは、過去のある時点の静的な種構成の回復ではなく、生態的過程により変動する動的な生態系であり、近代的な開拓が始まる前の状態である明治以前の生態系とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域
知床国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

地域の生態系を特徴づける動植物の生息・生育状況及び土壌浸食を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

① 植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、木本葉の現存量調査、林床植生調査及び海岸性植物群落、高山植物群落における植生調査等を実施し、エゾシカの影響及びアメリカオニアザミ等の外来植物の侵入・定着状況を経年的に把握する。また、防鹿柵内外における植生調査等を実施し、エゾシカの侵入防止による植生の回復状況を把握する。

② 生態系の指標となる動物の生息状況の把握

生態系の維持・回復の指標とするため、小型哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類等の調査を行い、生息状況を把握する。

③ エゾシカの生息状況等の把握

エゾシカの生息数を推定するためのカウント調査、ライトセンサス調査等、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析等を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、知床国立公園及び周辺地域におけるエゾシカの捕獲数等のデータを集計・分析する。

④ 土壌浸食の状況の把握

土壌浸食の進行を把握するために、定点撮影等の方法により調査を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物として、以下の動植物の防除を行う。

① エゾシカの防除

人為的介入を行うことが適切な地域において、銃器又は罠等による捕獲を実施する。銃器による捕獲時には、必要に応じて、エゾシカの移動ルートを分断する仕切り柵、射撃用タワー、爆音器、餌付け器具等を設置し、効率的な捕獲に努める。

なお、エゾシカの捕獲に当たっては「知床半島エゾシカ保護管理計画」（平成18年11月釧路自然環境事務所作成）との整合を図る。また、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び希少猛禽類等他の動物への影響を最小限に留めるよう努めることとし、特に希少猛禽類に対する影響の軽減については専門家等の助言を得て必要な配慮を行う。

エゾシカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁、斜里町等により、各所において、防鹿柵や樹皮保護ネットが設置されているため、これらの堅実な管理を図り、対象地区における植生回復を図る。また、新たに対策の必要が生じた地区において防鹿柵の設置を行う。

②外来植物の防除

アメリカオニアザミ等の外来植物について、未侵入地への侵入防止のための防除、知床岬等重要地点での分布拡大防止のための防除を行う。なお、アメリカオニアザミの分布拡大はエゾシカの食性とも密接に関連していることから、エゾシカ対策と連携して進める。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境を改善するための検討・実証試験及び環境の改変を行う。

①海岸性植物群落等の改善手法の検討・実証試験

エゾシカによる影響が著しく、植生の回復がみられない海岸性植物群落等については、上記(1)の調査・監視の状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法についての検討、実証試験を行う。

②エゾシカの越冬環境の改変

人為的に出現した道路法面や農林業跡地の緑化植物等植栽地を対象に、環境を改変しエゾシカの利用を制限することで、越冬地の環境収容力を削減し、周辺の自然植生に対する採食圧を低下させる。

(4) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

当該生態系の保護の必要性、エゾシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況、侵略的な外来種等による被害を予防する必要性等について、インターネット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働き掛ける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

植生の監視等については、できるだけ簡便で効果的なデータの取得手法を検討し、実際の監視に活用する。

繰り返し捕獲によるエゾシカの学習により、エゾシカの捕獲効率が低下することのないような捕獲手法について調査研究を行い、必要に応じて、実証試験を実施する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総括的な検証・評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。なお、検証・評価、本事業計画の見直しに当たっては、知床世界自然遺産地域科学委員会の下に設置しているエゾシカワーキンググループにおける本事業への助言、指導等を踏まえるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、北海道が策定した「特定鳥獣保護管理計画」（「知床半島エゾシカ保護管理計画」を含む）との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、連携・協力に当たっては、知床世界自然遺産地域連絡会議及びエゾシカワーキンググループの場を活用する。また、生態系維持回復事業の実施者は、毎年6月末日までに知床世界自然遺産地域連絡会議の事務局（釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道）に対して、過去1年分の実施結果について情報提供を行う。

参考資料 3

知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ(昭和 59 年 2 月 16 日)

1. 規制の目的

貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生息地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制する。

2. 規制の対象

一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取扱いを検討することとする。

3. 規制の範囲

知床岬先端部の国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域内とする。

4. 規制の内容

- (1) 遊漁船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いをふまえ、認めないものとする。
- (2) 陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルート上の危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するものとする。

5. 指導方法

(1) 問い合わせ等への対応

4 に基づき指導する。

陸路からの入り込みについては、危険性・漁船等への便乗禁止について説明し、極力立ち入りを控えるよう指導するものとするが、なお、希望する者には、国有林入林手続きを行うよう指導する。

また、雑誌等における入り込みルートの紹介については極力さし控えるよう対処する。

(2) 標識設置

次の 4 ヶ所に、利用規制内容を示す標識を設置するものとする。

斜里側：知床岬文吉湾及びアブラコ湾

斜里側：相泊及びカモイウンベ

《関係機関》

- ・斜里営林署（現在、清里営林署）
- ・標津営林署
- ・網走海上保安署
- ・網走支庁
- ・根室支庁
- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床国立公園管理官事務所

参考資料 4

地熱発電と保護地域の関わりに関する IUCN の見解

- 2001 年のアンマンでの **World Conservation Congress** で「IUCN 保護地域カテゴリー I～IV における鉱物資源の採鉱・採取を全面禁止。V～VI においては事業の特徴及び程度が保護地域の目的に反しない場合のみ許容」との勧告が採択されている。

- ここでいう「鉱物資源の採鉱・採取」に地熱の採取が含まれるかどうかは明確ではないが、先般、バンコクで開催された WCPA-J の **Asia Region Steering Committee Meeting** におけるインタビューの結果、いずれのメンバーからも「地熱開発を含む」という判断が示された。

参考資料5.

平成 10 年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業調査報告書について

○作成の経緯と報告書の概要

本調査は北見営林支局から社団法人日本林業技術協会が委託を受けて実施したものである。知床連山縦走路及びその周辺森林について、融雪や降雨時による登山コースの移動、シレットコスミレ等の植生や地表剥離等の被害の発生が見られたため、現地調査を実施し、対策の検討を行っている。

本調査では2回の検討委員会が開催されており、委員会での検討を経た対策を基に報告書が作成されている。検討委員として、東北北海道国立公園野生生物事務所公園保護科長、斜里町環境保全課長、羅臼町環境課長、斜里山岳会会長、帯広営林支局標津営林署長が参画した。

知床連山地区の風致景観の保全のため、関係機関で標識等のデザインを統一することとし、本調査に示されている標識等の構造を統一デザインとして採用する。

第7章 施設計画資料とその他の対策

I 施設計画資料

1. 指導標識

(1) 考え方

植生の保護を図るためには、登山者の恣意的な歩行を防ぐことが必要である。そこで、まず、登山道の位置を全体として確定することが必要である。このため、最も有効な手段の一つは指導標識の設置である。

一般に、指導標識は、指導版、指版を支持する支柱、支柱を固定するための根枷の3部から構成されている。

しかし、この調査地においては、厳しい自然的条件や困難なアクセス条件のため、指導標識には、相当な強度と耐久性が要求されることになる。強度と耐久性をもち一般的な構造を備えた指導標識となると、部材および全体の形が大きくなる。

このような大きな標識は、上述の同じ条件によりその設置や維持管理及び更新などに大きな困難を伴うものである。更に、調査地が森林生態系保護地域の保存地区であり、できるだけ自然の状態を保つべき場所であることから、大型の指導標識は植生に与える影響も大きくなるので好ましくない。また、大型の標識が原始的な景観を破壊するおそれも十分にあると考えられる。

また、指導標識は、一般に、設置場所の状況によって、1方向指導標識、2方向指導標識、3方向指導標識が考えられ、それらの方向に応じて指版の数も増加するが、これについても景観、耐久性などの問題が考えられる。

以上のことから、指導標識は、指版を省略した支柱と根枷のみからなる構造とし、方向の指示は、支柱に直接記載することとする。

(2) 構造

i. 支柱

- ① 支柱は防腐処理を施したカラマツの丸太を用いる。
- ② 直径は末口φ120（単位はmm、以下同じ）とする。
- ③ 全長は1000とし、地中部分を400、地中部を600とする。
- ④ 地上部の上から150程度を外側から中心に向けて2方向から10だけ削り落とす。横断面が円であると仮定すると、削り面の幅はそれぞれ66となる。
- ⑤ 3方向以上を示す場合は、更に上記④の方向と直交するようにその下を同様に削り落とす。

⑥ 削った部分に、行き先を打ち込んだ金属板を取り付ける。

2. 根柵

- ① 防腐処理を施したカラマツの丸太を用いる。
- ② 直径は末口φ100とする。
- ③ 長さは500とする。
- ④ 根柵は支柱にφ10のボルトで取り付ける。

3. 構造図

3方向以上の場合の構造は下図のとおりである。

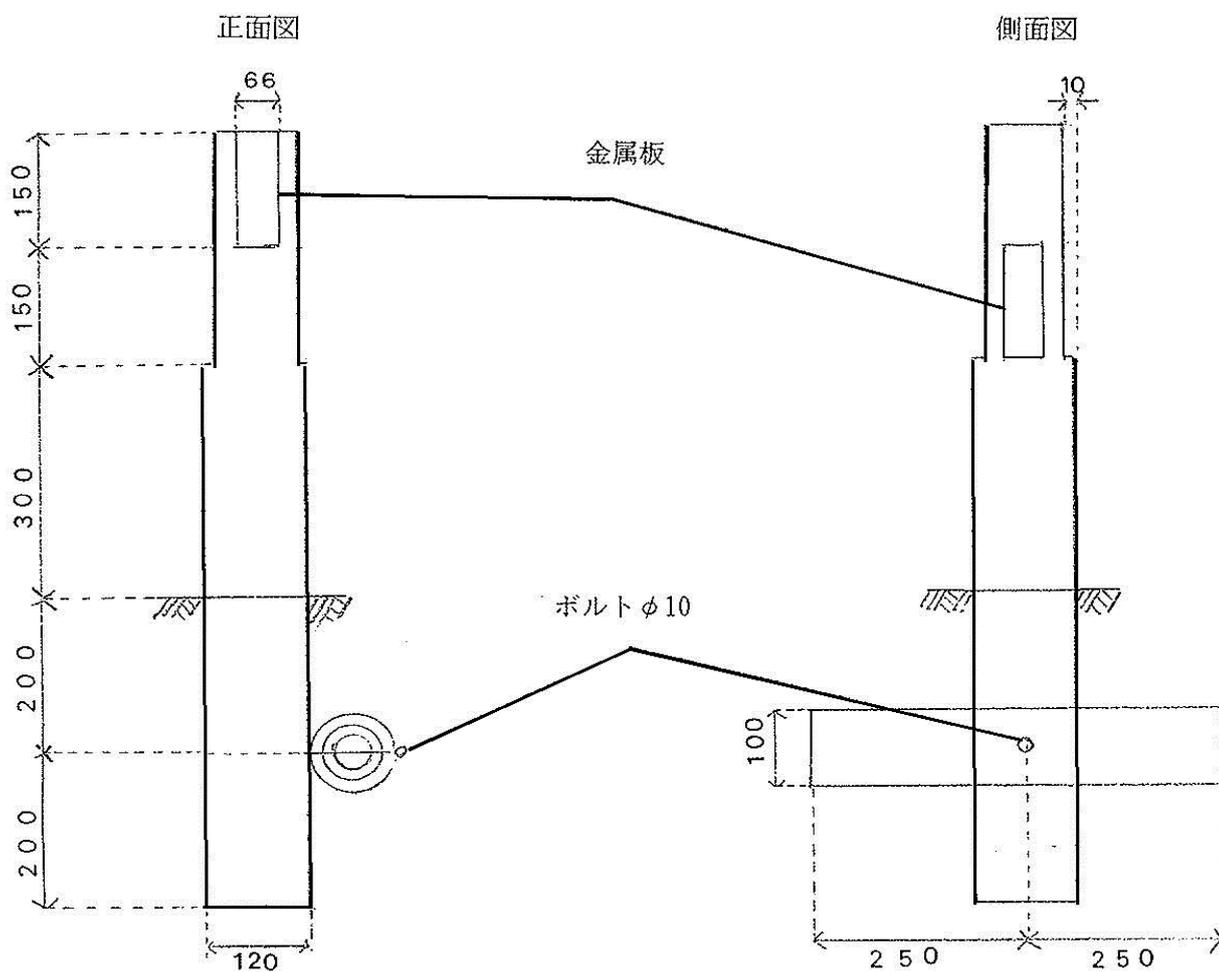


図7-1. 指導標識の構造図

(3) 設置場所

第2地区：1基

第9地区：1基（ただし、登山者誘導のための注意標識と兼用）

- 第 12 地区：2 基
- 第 14 地区：1 基
- 第 16 地区：1 基
- 第 19 地区：2 基
- 第 21 地区：1 基

2. 指導杭（仮称）

(1) 考え方

距離の短い区間の登山道の位置を確定するためには、一般にはガイドロープが設置される。

ガイドロープ設置の候補地としては第 9 地区があげられる。しかし、この区間の長さは 94m と見込まれ、厳しい自然条件から維持管理が困難であると予想される。

指導杭は、ガイドロープに代わって登山道の位置を確定しようとするものであり、第 9 地区のシレットコスミレの生息地の山側の縁に、杭を 1 列に 10m おきに設置する。

両端の杭は注意標識を兼ねるものとし、それによって登山者を杭に沿って歩行するように誘導する。

注意標識を兼ねる杭を除いては、指導杭は指導版や方向を一定に保つことを必要としないのでできるだけ簡単な構造とし、根柶をつけない。この杭は耐久性が小さいので、必要に応じて補修を行う。

(2) 構造

i. 両端の杭

この杭は、前述の指導標識や後述の注意標識を兼ねるものであるから、注意標識の「登山者の誘導を図るための標識」と同じ構造とする。(図 7-3 参照)。

ii. その他の杭

市販の測量杭を用いる。その構造は次のとおりである。

- ① 太さは 1 辺 4 cm、長さ 60 cm の角材である。
- ② 杭の上端部は、長さ 10 cm 程度をペンキで着色してある。下端部は鋭角に削り落とししてある。
- ③ 杭は、長さの半分程度を打ち込むものとする。

(3) 設置場所

第 9 地区の標識 (3.0) から、裸地の山側の縁に羅臼岳寄りの端までとする。区間の斜距離が 94m であるから、10m 間隔をめぐりに 10 本の杭を設置する。

3. 制止施設

(1) 考え方

制止施設は、登山者の立ち入りによると見られる植生の被害地の入り口、行き止まりの道型の入り口に設置し、登山者の立ち入りを禁止するために設置するものである。これは、物理的に立ち入りを阻止するというよりも、管理者の立ち入り禁止の考えを明示するための施設と位置づけられる。

制止施設の規格や構造に関しても、一般的には指導標識の項において述べたことが当てはまるが、制止施設は立ち入りを禁止する区域の植生が回復したり、道型が消失すれば必要なくなるので、強度と耐久性はそれほど必要とされないものである。

制止施設は設置及び維持管理ができるだけ容易な構造のものとなるように、2本の支柱と標識ロープで組み立てる。

(2) 構造

i. 支柱

- ① 支柱は市販の鋼鉄製棒とする。
- ② $\phi 16$ 、長さ 1000 とする。
- ③ 上部には、測量に用いるトラバーピンのように環を形成させる。環の内径は $\phi 30$ 程度とする。
- ④ 支柱はその半分程度を地中に埋め込むものとする。

ii. 標識ロープ

- ① 市販の $\phi 10$ の標識ロープを用いる。
- ② 標識ロープは支柱の環に取り付ける。

(3) 構造見取り図

下図のとおりである。

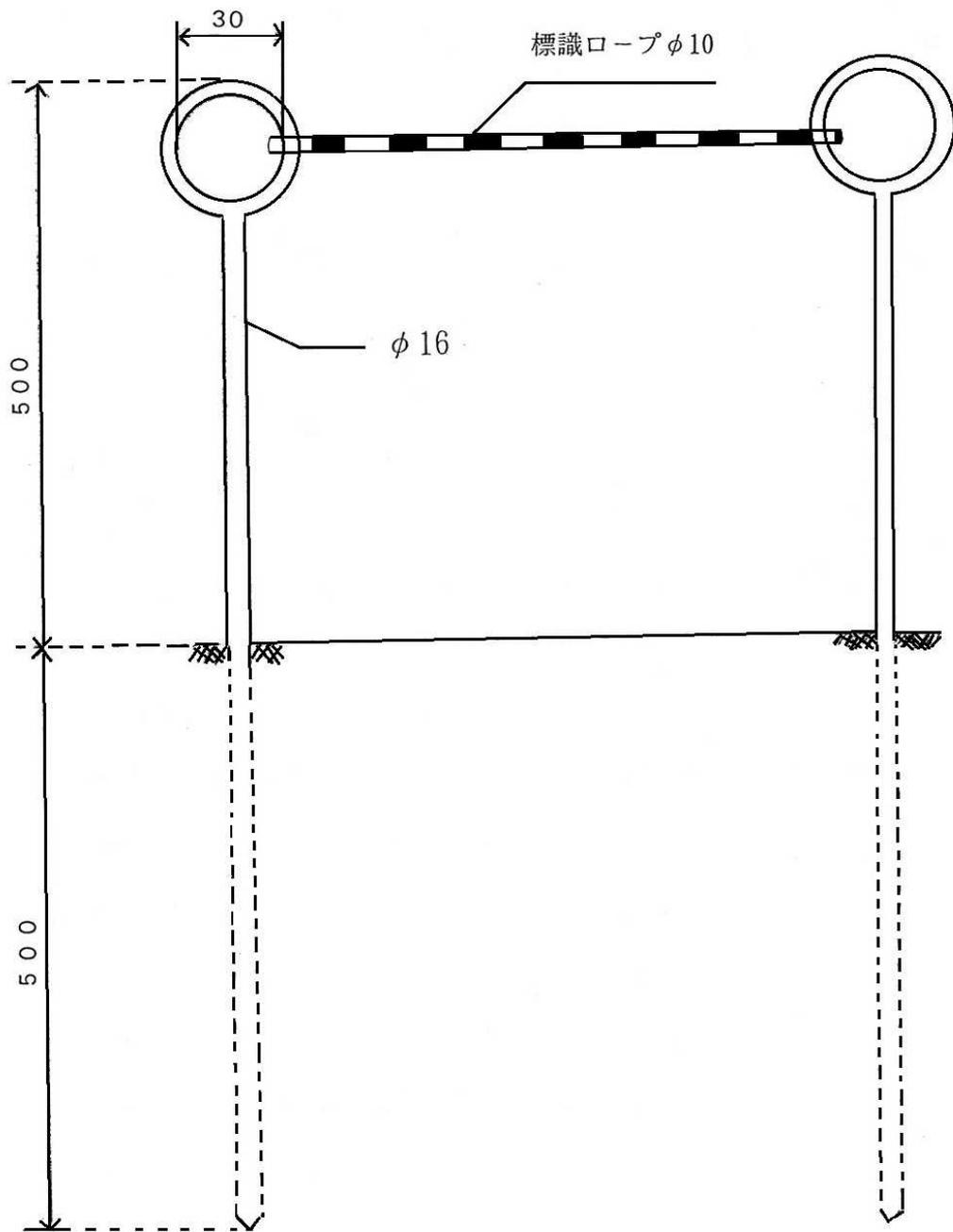


図 7-2. 制止施設構造見取り図

(3)設置場所

第 2 地区 : 1 基

第 3 地区 : 1 基

第4地区：1基

第8地区：1基

第18地区：1基

4. 注意標識

(1) 考え方

植生保護のため必要とされる注意標識は一般的には数が多いほうがよいと考えられるが、標識が大型になったり数が多くなると指導標識の項において述べたような問題が生ずるので、注意標識もできるだけ小型にし、数を抑えることとする。

注意標識として次の2種類を設置する。

- ① 木下小屋登山口とカムイワッカ登山口に設置する植生保護のための標識
- ② 第9地区の指導杭の列の両端に設置する登山者の誘導を図るための標識

(2) 植生保護のための標識

木下小屋登山口及びカムイワッカ登山口には既に大型の標識が設置されているので、新たに支柱を必要とする標識は設置しないこととし、必要期間に限って注意版のみを既存標識に取り付けるものとする。

注意版の構造：

- ① 注意版はB4版（257×364）で厚さ10の合成樹脂の板とする。
- ② 注意版の他の色及び文字の色については、知床国立公園管理計画等の制限にそって決定する。

注意版の記載事項：

<p>登山者の皆さんへ 知床の森林は貴重な植物の宝庫であります。 保護につとめましょう。 特に、次のことに注意してください。 ○登山道の外側を歩かないこと ○植物を傷つけないこと ○植物をとらないこと。</p>

(3) 登山道の誘導を図るための標識

第9地区に設置する指導杭の列の両端の杭をこの標識として兼用する。更に、羅臼岳寄りに設置する杭は指導標識をも兼ねる構造とする。

i. 構造

この標識は主柱、根柵、注意版の三つから組み立てる。

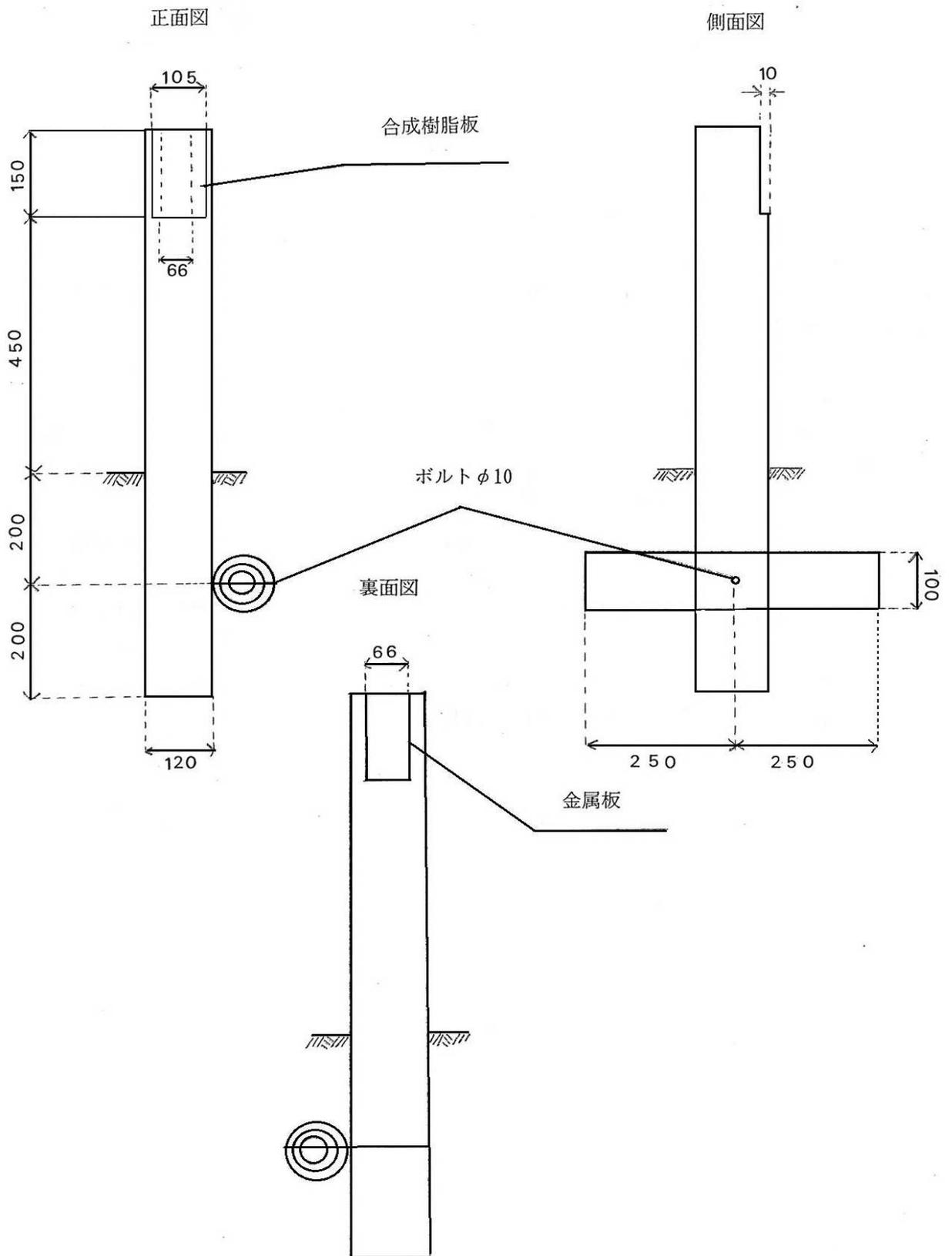
- ① 木材は全て防腐処理を行ったカラマツ材とする。
- ② 主柱は末口直径φ120の丸太とする。
- ③ 主柱の全長は1000とし、地上部600、地下部は400とする。
- ④ 主柱の地上部の上部を約1/4に一面を（指導標識兼用のものは両面を）外側から中心に向かって10だけ削り落とす。主柱の横断面が円であると仮定すると、削り面の幅は66となる。
- ⑤ 根柵は末口φ100、長さ500の丸太とする。
- ⑥ 注意版はA6版（105×148）で厚さ10の合成樹脂の板とし、主柱の削り面にφ10のボルトで取り付ける。
- ⑦ 注意版の地の色及び文字の色は、知床国立公園管理計画等の制限に沿って決定する。
- ⑧ 指導標識を兼用する場合は、注意版の反対面を同様に削り、行き先を打ち込んだ金属板を取り付ける。

ii. 構造図

指導標識を兼ねる場合の構造は図7-3のとおりである。

iii. 注意版の記載事項

注意版の中央部に縦書きで「杭に沿って歩いて下さい」と記入する。



7-3. 誘導のための注意標識の構造図

5. 施設一覧

以上の計画施設を一覧表に示すつぎのとおりである。

表 7-1. 計画施設一覧表

番号と名称	箇所	数量	主な部材	備考
① 指導標識	7	8	主柱、根枷、金属板	⑧と兼用、合成樹脂製注意版 追加
② "		1		
③ 指導杭	1	8	主柱	測量杭使用
④ "		1	②と同じ	⑧と兼用
⑤ "		1	⑨と同じ	⑨と兼用
⑥ 制止施設	5	5	鋼鉄製棒、標識ロープ	
⑦ 注意標識（植生）	2	2	合成樹脂製注意版	既存標識に取り付け
⑧ 注意標識（誘導）	1	1	②と同じ	②④と兼用
⑨ "		1	主柱、根枷、合成樹脂製注意版	⑤と兼用

参考資料6

「自然公園における法面緑化指針（案）」（H20. 3 環境省自然環境局）（抜粋）

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

用語の定義

移入種（この指針に限っては、外来植物と同義）

自然分布範囲外の地域、または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類群。国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

自然公園における保全水準と対象地域を表-1に、保全水準ごとの緑化工指針を表-2に示す。

緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適合した植物群落の形成を初期緑化目標とする。
(自然な緑の導入を基本とする。)
- 2 自然の早期回復を図るため先駆植物を積極的に活用する。
(自然回復の順序を尊重する。)
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。
(自然に近い方法で植物を導入する。)

表－１ 自然公園における保全水準と緑化の基本方針

	1	2	3	4
保全水準*1	<ul style="list-style-type: none"> この水準を適用する地域は、特に嚴重に景観（景観を支える生態系や景観の構成要素である動植物を含む）の維持を図る必要性のある地域、またはこれに準ずる地域であって、動植物の人為的移動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群*2の現状を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要があり、かつ人為的影響をあまり受けていない地域であって、当該地域に生息・生育する個体群*2に対して人為的影響をできるだけ与えない公園管理を行うことが必要な地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要はあるが、農林水産業等による人為的影響を相当程度受けている地域であって、その人為的影響の存在を前提にして、当該地域の風致に支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> この水準を適用する地域は、市街地、集落地などが含まれ、すぐれた自然の風景地の保護の観点から、当該地域の風致に著しい支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区、および第1種特別地域の全域。 第2種特別地域、または第3種特別地域のうち、植生復元の困難な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部または一部について史跡天然記念物の指定もしくは仮指定がなされていること、または学術調査の結果等により、特別保護地区または第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、または行われることが必要であると認められる地域。 (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域。 (2)野生動植物の生息地、または生育地として重要な地域。 (3)地形もしくは地質が特異である地域、または特異な自然の現象が生じている地域。 (4)優れた天然林、または学術的価値を有する人工林の地域。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2種特別地域、および第3種特別地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響をあまり受けていない自然林、あるいはそれに近い二次林の地域。 (2)生物多様性保全上重要な二次草原地域（シバ草原、ススキ草原、ササ草原など）。 (3)保全水準1の地域と近接している地域であって、保全水準1の地域の上流側に位置する地域など、保全水準1に相当する地域への影響が懸念される地域。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響を大きく受けている自然林の地域。 (2)保全水準2以外の二次林、二次草原、人工林地帯。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)市街地、集落地。 (2)その他、上記及び保全水準1～3のいずれにも該当しない地域。
緑化の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しないことを目標に、緑化による遺伝子レベルでの攪乱を避けるため、使用植物材料*3は地域外から一切持ち込まない緑化とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域に生息・生育する個体群に対して人為的影響をできるだけ与えないことを目標に、使用植物材料*3を入手する地理的範囲を限定し、当該地域に自然分布する種の系統*4による緑化とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の風致に支障を及ぼさないことを目標に、使用植物材料*3を入手する地理的範囲を限定し、当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種による緑化とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の風致に著しい支障を及ぼさないことを目標に、当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種による緑化とする。 ただし、造園的景観形成を図る場合は、地域の植生と調和した違和感のない緑化を優先し、国内に自然分布する種の利用も許容する。

表—2 保全水準ごとの緑化工指針

保全水準*1	1	2	3	4
最終緑化目標群落*6	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域の植生と同等・同質の植物群落。 (施工対象地域に自然分布する個体群*2のみからなる植物群落) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域の植生と同等・同質、またはそれにできるだけ近い植物群落。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域に自然分布する種を主体とする植物群落。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域区分*5内に自然分布する種を主体とする植物群落。 ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
初期緑化目標群落*7	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域に自然分布する種、および自然侵入種で形成される植物群落。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域ないし当該地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。 浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合は、緑化用外来草本で形成される植物群落も許容。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域区分*5内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。 ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
使用植物材料*3	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域に自然分布する種。(地域外からの持ち込みは一切不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、地域区分*5内に自然分布する種まで許容) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域区分*5内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、国内に自然分布する種まで許容) 浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合は、緑化用外来草本も許容。 	<ul style="list-style-type: none"> 造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布する種まで許容。
緑化工指針	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地域周辺。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工対象地が属する自然公園同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。 先駆樹種*8に限り、地域区分*5内も可。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として当該地域区分*5内。(緑化用外来草本は除く) 先駆樹種*8に限り、国内も可。 使用植物材料*3の入手経路を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 先駆樹種*8、及び造園的景観形成を図る場合は、国内も可。
使用植物材料*3を入手する地理的範囲	<ul style="list-style-type: none"> 種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料*3を確保。 			
適用工法	<ul style="list-style-type: none"> 目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成は浸食防止効果の高い工法。 使用植物材料*3の入手が困難で、かつ周囲からの植物の自然侵入が期待できる場合には、植生誘導工*9を積極的に検討。 植生誘導工*10のみでは浸食が進み、その影響が周辺に及びおそれがある場合で、周辺から種子等の植物材料が採取可能な場合は、播種などの積極的な緑化を実施。 緑化基礎工や植物生育基盤材などは、地域の生態系への影響を与えない自然材料を選定。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域に自然分布する種であっても、緑化目標群落の形成を阻害する種(クズ等)の利用は回避。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標群落の形成が可能な工法。
植生管理*10	<ul style="list-style-type: none"> 長期間(5~20年)を要しても最終緑化目標群落*6が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。 目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やかに除去。 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも5~10年程度で初期緑化目標群落*7が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。 その後は、最終緑化目標群落*6が形成されるよう必要な植生管理*11を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期緑化目標群落*7が形成されるまでモニタリングを行い、最終緑化目標群落*6が形成されるよう必要な植生管理*11を実施。 	
災害時の特例	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先。 災害復旧の場合においても、保全水準に対応する最終緑化目標群落*5を設定し、災害復旧について一定の成果をみた後、最終緑化目標群落*5に移行させるための植生管理*11などを実施。 			

(注釈)

- * 1 保全水準 : 適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。
- * 2 個体群 : 個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。
- * 3 使用植物材料 : 使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産（種子の採取、育苗）された植物（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど）は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。
- * 4 種の系統 : 種の系統とは、生物の分類群（集団，種，属，科など）の進化の過程での類縁関係を意味する。
- * 5 地域区分 : 変化に富むわが国の自然環境にあっては、生態系、種、種内（遺伝子）の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっていくつかの単位に区分して考えることが必要である（新・生物多様性国家戦略）。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。
- * 6 最終緑化目標群落 : 緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群落と呼ぶが、緑化目標群落は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群落と、施工初期段階に形成を目指す初期緑化目標群落とに分けて設定する必要がある。

最終緑化目標群落とは、初期緑化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期緑化目標群落ともに、緑化施工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。
- * 7 初期緑化目標群落 : 初期緑化目標群落とは、施工対象地において緑化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終緑化目標群落に移行しやすい群落を設定する必要がある。
- * 8 先駆樹種 : 先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称していう。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類、ハギ類、グミ類、カンバ類、ウルシ類（ヤマウルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等）、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。
- * 9 国外由来の植物 : わが国に自然分布（自生）する種と同種の、国外に自然分布（自生）する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗等をいう。（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。）

種の自然分布は、国境にかかわらず分布する場合があり、わが国に自然分布（自生）する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限られている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物を用いてはならないことは自明である。
- * 10 植生誘導工 : 植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法（種子なし植生基材吹付工）と、埋土種子（種子潜在表土）を用いた生育基盤を造成する方法（種子潜在表土播き工）に分類される。
- * 11 植生管理 : 植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群落あるいは最終緑化目標群落に早く近づけるための管理を総称していう。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、除草などがある。

参考資料7. 遺産地域管理計画の地域区分との関係



図1. 遺産地域管理計画A地区、B地区と国立公園の地域区分

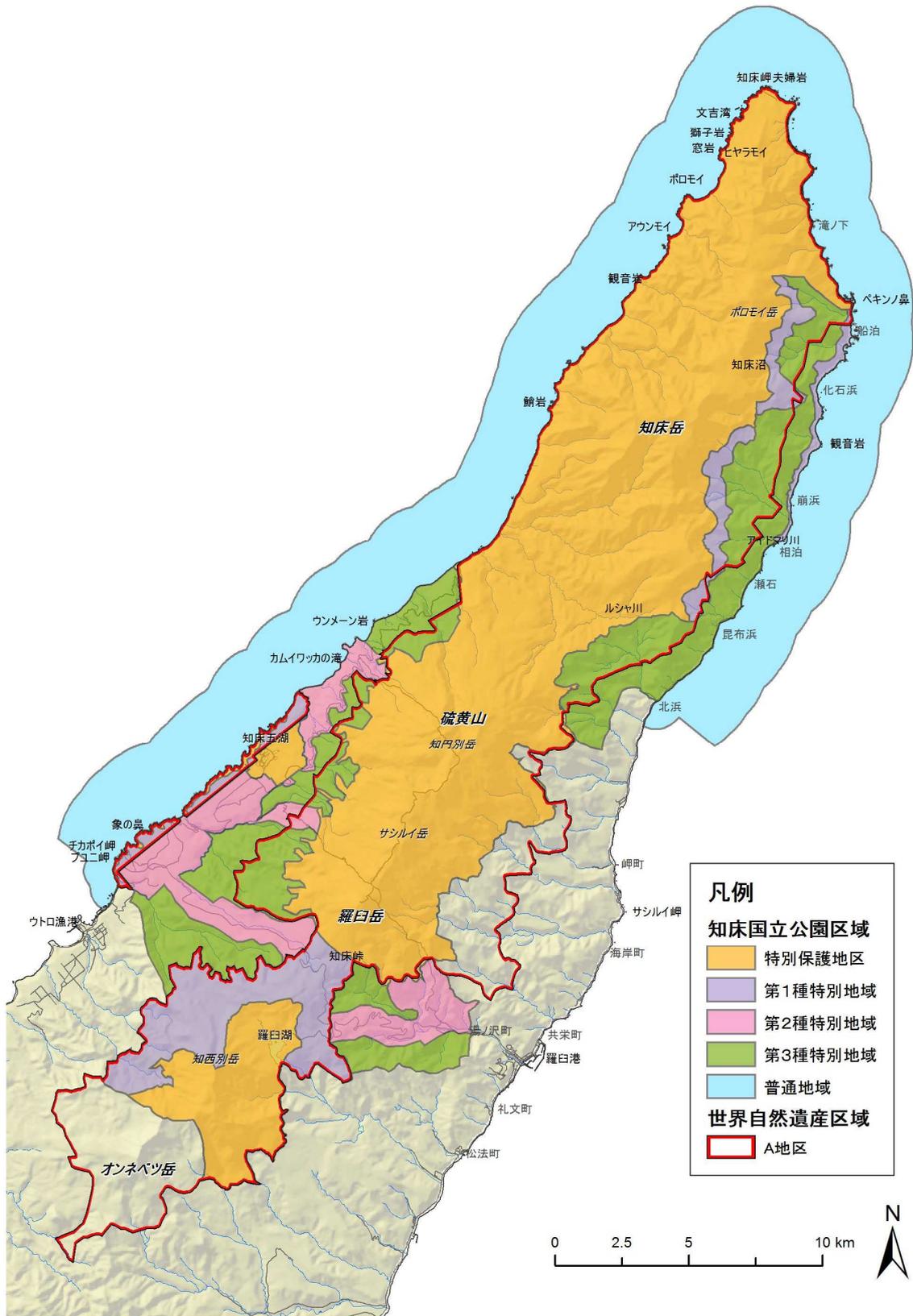


図2. 遺産地域管理計画A地区と国立公園の保護規制計画

参考資料8. 知床国立公園における行為の許可基準の特例

公布日：平成13年04月09日

環境省告示29号

[改定]

平成16年3月29日 環境省告示20号

第一条(区域の範囲)

この告示において、「知床海岸地区」とは、北海道斜里郡斜里町内国有林網走南部森林管理署清里三六一林班から三六四林班まで、三六七林班から三六九林班まで、三七一林班、三七三林班から三七五林班まで、三八〇林班及び三八一林班の各一部、同町大字遠音別村の一部並びに北海道目梨郡羅臼町内国有林根釧東部森林管理署標津二七二林班から二七五林班までの一部をいう。

2 知床海岸地区の範囲を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

第二条(基準の特例)

知床海岸地区内において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第十一条第三項に規定する行為については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び漁業を営むために必要な既存の建築物と用途上不可分である建築物(主たる既存の建築物の規模を超えないものに限る。)の新築、改築又は増築であつて、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められ、かつ、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 知床海岸地区内において行われる規則第十一条第十六項に規定する行為については、同項第五号中「あること」とあるのは、「あること又は特別保護地区内において行われるものであつて、漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(平一六環省告二〇・一部改正)

附則

平成十六年四月一日から適用する。

参考資料9. 関連する各種計画等の一覧

①知床世界自然遺産地域管理計画

策定年度：平成21年度

策定者：環境省、林野庁、文化庁、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

②知床エコツアーリズム戦略

策定年度：平成24年度（予定）

策定者：知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツアーリズム検討会議

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

③知床半島ヒグマ保護管理方針

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/higumahogo.html>

④第2期知床半島エゾシカ保護管理計画

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

⑤シマフクロウ保護増殖事業計画

策定年度：平成5年度

策定者：環境庁、農林水産省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑥オオワシ保護増殖事業計画

策定年度：平成17年度

策定者：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑦オジロワシ保護増殖事業計画

策定年度：平成17年度

策定者：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑧第2期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画

策定年度：平成24年度（予定）

策定者：環境省、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑨知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得

策定年度：平成21年度

策定者：釧路自然環境事務所

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/rule.html>

⑩知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得

策定年度：平成20年度

策定者：釧路自然環境事務所

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/rule.html>

⑪知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、知床五湖の利用のあり方協議会

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>